

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 27 | 児童手当に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

可児市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

可児市長

公表日

令和8年2月13日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 児童手当に関する事務 |
| ②事務の概要 | 生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している者に児童手当を支給する事務。 中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。 サービス検索・電子申請を通じ、事務手続きを公開し各種申請の受付を行う。 加えて、「令和7年度物価高対応子育て応援手当の支給について」(令和7年12月16日付こ成環第769号こども家庭庁成育局長通知)に基づき、物価高対応子育て応援手当を支給する事務。 |
| ③システムの名称 | 児童手当システム、宛名管理システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 児童手当システムファイル、宛名ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表の81の項及び135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条及び第74条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【情報照会】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106、107の項、第108条、109条 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の160の項、第162条 【情報提供】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42、125、141、161の項、第44条、127条、143条、163条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 福祉部福祉支援課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表) |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | []適用した |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年10月31日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年10月31日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|--|
| [基礎項目評価書及び重点項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---------------------------------|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・認定請求・各種届出書の届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないように書面様式とする。 ・不必要な書類は受け取らないようにする。もし不必要な書類を提出された場合は返却する。 ・児童手当システムへ入力内容を反映する際には、入力担当と点検担当を別にし二重チェックを行うことで資料の取り違え等による対象者以外の情報の誤入力を防止する。 | |

| 9. 監査 | |
|----------------------|--|
| 実施の有無 | [] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | <div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <div style="text-align: right;">[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <div style="text-align: left;"><選択肢></div> <div style="text-align: left;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: left;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">9) 従業者に対する教育・啓発</div> |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> |
| 判断の根拠 | 端末及びシステムへのログイン認証の機能を備えており、あらかじめ承認された職員以外が情報入手することを抑止するとともに、操作履歴を記録することで不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------------------|---|---|------|--|
| 平成29年4月1日 | I 5①部署 | 可児市健康福祉部こども課 | 可児市福祉部福祉課 | 事後 | ・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項 |
| 平成29年4月1日 | I 5②所属長 | 課長 高井 美樹 | 課長 大澤 勇雄 | 事後 | ・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項 |
| 平成29年4月1日 | I 7 請求先 | 可児市健康福祉部こども課 | 可児市福祉部福祉課 | 事後 | ・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項 |
| 平成29年4月1日 | I 8 連絡先 | 可児市健康福祉部こども課 | 可児市福祉部福祉課 | 事後 | ・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項 |
| 平成30年4月1日 | I 5①部署 | 可児市福祉部福祉課 | 可児市福祉部福祉支援課 | 事後 | 課名の変更に伴うもの |
| 平成30年5月21日 | I 5②所属長の役職名 | 課長 大澤 勇雄 | 課長 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの |
| 平成30年4月1日 | I 7 請求先 | 可児市福祉部福祉課 | 可児市福祉部福祉支援課 | 事後 | 課名の変更に伴うもの |
| 平成30年4月1日 | I 8 連絡先 | 可児市福祉部福祉課 | 可児市福祉部福祉支援課 | 事後 | 課名の変更に伴うもの |
| 令和4年1月20日 | I 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | 生活の安定に寄与することともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している者に児童手当を支給する事務。中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム | 生活の安定に寄与することともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している者に児童手当を支給する事務。中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム | 事前 | 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事務の追加 |
| 令和4年1月20日 | I 2 特定個人情報ファイル名 | 児童手当システムファイル、宛名ファイル | 児童手当システムファイル、宛名ファイル、臨時給付金ファイル | 事前 | 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事務の追加 |
| 令和4年1月20日 | I 3 個人番号の利用 | 番号法第9条第1項 別表第一の56の項 | 番号法第9条第1項 別表第一の56の項、番号法第9条第1項別表第1の100の項 | 事前 | 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事務の追加 |
| 令和4年1月20日 | I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | 番号法第19条第7号 別表第二の26の項、30の項、74の項、75の項、87の項 | 番号法第19条第7号 別表第二の26の項、30の項、74の項、75の項、87の項、別表第一主務省令第73条、別表第一告示 3号、4号 | 事前 | 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事務の追加 |
| 令和5年2月27日 | I 1②事務の概要 | (略) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の事務。 (令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の事務について【令和4年4月30日終了】口座登 | (略) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の事務。 (令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の事務について【令和4年4月30日終了】口座登 | 事後 | 年1回の見直しによるもの |
| 令和5年2月27日 | I 1③システムの名称 | 児童手当システム、宛名管理システム、中間サーバ | 児童手当システム、宛名管理システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能 | 事後 | 年1回の見直しによるもの |
| 令和5年2月27日 | I 3法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一の56の項、番号法第9条第1項別表第1の100の項 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一の56、100の項 | 事後 | 年1回の見直しによるもの |
| 令和5年2月27日 | I 4②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二の26の項、30の項、74の項、75の項、87の項、別表第一主務省令第73条、別表第一告示 3号、4号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二の26、30、74、75、87の項、別表第一主務省令第73条、別表第一告示 3号、4号 | 事後 | 年1回の見直しによるもの |
| 令和5年2月27日 | IV5特定個人情報の提供・移転 | 十分である | 提供・移転しない | 事後 | 年1回の見直しによるもの |
| 令和6年8月20日 | I 1②事務の概要 | 生活の安定に寄与することともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している者に児童手当を支給する事務。中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム | 生活の安定に寄与することともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している者に児童手当を支給する事務。中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム | 事後 | 評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの |
| 令和6年8月20日 | I 3法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一の56の項、番号法第9条第1項別表第1の100の項 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一の56の項 | 事後 | 評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの |
| 令和6年8月20日 | I 4②法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二の26、30、74、75、87の項、別表第一主務省令第73条、別表第一告示 3号、4号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二の74、75の項 | 事後 | 評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの |
| 令和6年8月20日 | II 1対象人数 いつ時点の計数か | 平成26年6月30日 | 令和6年1月31日 | 事後 | 評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの |
| 令和6年8月20日 | II 1取扱者数 いつ時点の計数か | 平成26年6月30日 | 令和6年1月31日 | 事後 | 評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--------------------------------------|--|---|------|--|
| 令和6年8月20日 | II 3 重大事故 | 発生なし | 発生あり | 事後 | 評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの |
| 令和6年8月20日 | III しきい値判断結果 | 基礎項目評価の実施が義務付けられる | 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる | 事後 | 評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの |
| 令和6年8月20日 | IV 1 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | 基礎項目評価書 | 基礎項目評価書及び重点項目評価書 | 事後 | 評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの |
| | I 1 ②事務の概要 | 生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している者に児童手当を支給する事務。中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム | 生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している者に児童手当を支給する事務。中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム | 事後 | 番号法の改正に伴う「法令上の根拠」の修正 |
| | I 3 個人番号の利用 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の56の項 | 番号法第9条第1項 別表の81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 | 事後 | 番号法の改正に伴う「法令上の根拠」の修正 |
| | I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二の74、75の項 | 【情報照会】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106、107の項、第108条、109条 | 事後 | 番号法の改正に伴う「法令上の根拠」の修正 |
| | II 1 対象人数 いつの時点の 計数 | 令和6年1月31日 | 令和6年10月31日 | 事後 | 再実施に伴う見直しによるもの |
| | II.2 取扱者数 いつの時点の 計数 | 令和6年1月31日 | 令和6年10月31日 | 事後 | 再実施に伴う見直しによるもの |
| | II 3 重大事故 | 発生あり | 発生なし | 事後 | 再実施に伴う見直しによるもの |
| | IV リスク対策 | - | 項目の追加 | 事後 | 評価書の様式変更に伴うもの |
| 令和8年2月13日 | I 1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 | 生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している者に児童手当を支給する事務。中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。 | 生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している者に児童手当を支給する事務。中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。 加えて、「令和7年度物価高対応子育て応援手当の支給について」(令和7年12月16日付こ成環第769号こども家庭庁長通知)に基づき、物価高対応子育て応援手当を支給する事務。 | 事前 | 令和7年度物価高対応子育て応援手当給付事務の追加 |
| 令和8年2月13日 | I 3 個人番号の利用 | 番号法第9条第1項 別表の81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 | 番号法第9条第1項 別表の81の項及び135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条及び第74条 | 事前 | 令和7年度物価高対応子育て応援手当給付事務の追加 |
| 令和8年2月13日 | I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | 【情報照会】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106、107の項、第108条、109条 | 【情報照会】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106、107の項、第108条、109条 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の160の項、第162条 | 事前 | 令和7年度物価高対応子育て応援手当給付事務の追加 |

- このページは、評価の再実施又は評価書の修正に伴い、評価書の記載を変更し、提出・公表する際に記載してください（特定個人情報ファイルの新規保有時に提出・公表する評価書では記載しません。）。
- 変更箇所が多数あり、全て記載すると変更内容が分かりにくくなる場合等は、どのような変更か分かる範囲でまとめて記載することも考えられます。
- 評価の再実施又は評価書の修正の際の変更箇所は、履歴として今までのものを全て記載することが望ましいですが、変更箇所が多数あり、全て記載をすると変更内容等が分かりにくくなる場合等は、例えば、下記の対応も考えられます。
 - ① 今までの評価書の変更箇所は評価実施機関で管理し、直近の変更箇所のみを記載する。
 - ② 変更箇所を行数を超えて記載する必要がある場合は、「別添●●を参照。」などと記載の上、別途、変更箇所の履歴がわかる資料を作成し、評価書の添付資料として併せて提出・公表する。

